

ロンドン条約 96 年議定書の締結のために必要となる不発弾の陸上処理に 関する役割分担について

平成 18 年 7 月 20 日

環境省

防衛庁

平成 18 年 7 月 20 日付内閣官房副長官補室による裁定を踏まえて、ロンドン条約 96 年議定書の締結のために必要となる不発弾の陸上処理について、環境省及び防衛庁は以下の役割分担により協力して取り組む。

1. 事業の企画、予算の計上

- 環境省が防衛庁の協力を得て事業の企画を行い環境省の所管として予算に計上する。
- 予算計上スキームの作成、事業内容の精査等の業務は防衛庁が行い、環境省がこれに協力する。
- 財務省への説明等については、環境省が事業の必要性を説明し、予算及び事業の内容については防衛庁が説明する。
- 環境省における事業の企画、予算作成等の事務については、防衛庁から環境省に、対外的説明責任者となり得る管理職クラスを含む職員を併任させ、当該業務の実施に必要な支援をさせる。

2. 事業の実施

- 事業の実施については、環境省から防衛庁に支出委任の上、防衛庁において実施する。
- 各種規制に関する他省庁との調整(輸送や保管に関する安全基準など)は防衛庁が行い、環境省も検討に参加する。